

第 10 期中間決算公告

平成 22 年 12 月 28 日

東京都港区赤坂一丁目 6 番 16 号

株式会社東京スター銀行

代表執行役頭取 ロバート・エム・ベラーディ

中間貸借対照表

(平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	75,755	預 金	1,881,229
コ ー ル ロ ー ン	71,898	借 用 金	3,000
買 入 金 銭 債 権	19,273	外 国 為 替	1
金 銭 の 信 託	2,947	社 債	68,500
有 価 証 券	440,389	そ の 他 負 債	44,477
貸 出 金	1,471,538	未 払 法 人 税 等	190
外 国 為 替	903	資 産 除 去 債 務	229
そ の 他 資 産	29,529	そ の 他 の 負 債	44,057
有 形 固 定 資 産	5,377	賞 与 引 当 金	887
無 形 固 定 資 産	2,184	役 員 賞 与 引 当 金	162
繰 延 税 金 資 産	12,950	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	71
支 払 承 諾 見 返	1,311	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	529
貸 倒 引 当 金	△41,627	事 業 再 構 築 引 当 金	226
		支 払 承 諾	1,311
		負 債 の 部 合 計	2,000,397
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	26,000
		資 本 剰 余 金	24,000
		資 本 準 備 金	24,000
		利 益 剰 余 金	37,962
		利 益 準 備 金	2,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	35,962
		繰 越 利 益 剰 余 金	35,962
		株 主 資 本 合 計	87,962
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	941
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,132
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,073
		純 資 産 の 部 合 計	92,036
資 産 の 部 合 計	2,092,434	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,092,434

中間損益計算書

(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	38,748
資金運用収益	23,832
(うち貸出金利息)	(19,922)
(うち有価証券利息配当金)	(2,729)
役員取引等収益	6,897
その他業務収益	5,983
その他経常収益	2,036
経常費用	42,171
資金調達費用	6,827
(うち預金利息)	(6,158)
役員取引等費用	5,615
その他業務費用	347
営業経費	14,237
その他経常費用	15,143
経常損失	3,422
特別利益	32
特別損失	195
税引前中間純損失	3,586
法人税、住民税及び事業税	94
法人税等調整額	△1,400
法人税等合計	△1,305
中間純損失	2,280

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物： 8年～50年

その他： 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当中間期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、第6期（平成18年度）まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、第7期（平成19年度）より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで直接減額を行わない方法に変更しております。第6期末日において直接減額していた債権のうち、当中間期末において債権額から直接減額した金額は199百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末における要支給見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。

(6) 事業再構築引当金

事業再構築引当金は、店舗統廃合及び組織再編等の事業の再構築に関連して将来発生が見込まれる損失に備えるため、その合理的な見積り額に基づき計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の貸出金及び有価証券について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

10. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理

証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ経常損失は7百万円増加し、税引前中間純損失は84百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は228百万円であります。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

当中間期から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第22号平成22年4月13日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「その他負債」中の「資産除去債務」を内訳表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 26,056百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）（及び消費寄託契約）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に20,183百万円含まれています。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は9,689百万円、延滞債権額は56,136百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は739百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,357百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は71,922百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、135百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の間接期末残高の総額は、20百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、597百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 23,669百万円

担保資産に対応する債務

預金 511百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等 49,502百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 2,944百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、62,477百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が31,439百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 5,141百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債 31,200百万円が含まれております。
14. 1株あたりの純資産額 117,194円64銭
15. 単体自己資本比率(国内基準) 8.92%

(中間損益計算書関係)

1. その他業務収益には、貸付債権売却益 1,650百万円、国債等債券売却益 1,539百万円及び金融派生商品収益916百万円を含んでおります。
2. その他経常収益には、買取債権回収益 941百万円を含んでおります。
3. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

有形固定資産 239百万円

無形固定資産 471百万円

4. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 14,045百万円を含んでおります。
5. 1株当たり中間純損失金額 3,258円36銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額につきましては、潜在株式がないの記載していません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

該当ありません

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年9月30日現在）

該当ありません

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	26,056
関連法人等株式	—
合計	26,056

これらについては、全て市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」に記載しておりません。

3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	180,436	177,728	2,708
	国債	108,574	107,812	762
	地方債	606	602	3
	短期社債	4,997	4,996	0
	社債	66,258	64,316	1,941
	その他	121,869	119,939	1,930
	小計	302,306	297,668	4,638
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	18	23	△4
	債券	100,119	102,361	△2,242
	国債	65,587	65,771	△184
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	34,531	36,589	△2,058
	その他	22,079	22,883	△804
	小計	122,217	125,268	△3,051
合計		424,523	422,936	1,586

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	522
その他	1
合計	523

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、223百万円（うち、社債199百万円、その他23百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	13,312	百万円
子会社株式	1,188	
その他	1,692	
繰延税金資産小計	16,194	
評価性引当額	△448	
繰延税金資産合計	15,745	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△2,149	
その他有価証券評価差額金	△645	
繰延税金負債合計	△2,794	
繰延税金資産の純額	12,950	百万円

(企業結合等関係)

中間連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

中間連結貸借対照表

(平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	75,843	預金	1,873,065
コールローン	71,898	外国為替	1
買入金銭債権	19,273	社債	68,500
金銭の信託	2,947	その他負債	45,709
有価証券	414,649	賞与引当金	893
貸出金	1,504,925	役員賞与引当金	162
外国為替	903	役員退職慰労引当金	71
その他資産	29,679	睡眠預金払戻損失引当金	529
有形固定資産	7,381	利息返還損失引当金	30
無形固定資産	2,331	事業再構築引当金	226
繰延税金資産	15,691	支払承諾	24,366
支払承諾見返	24,366	負債の部合計	2,013,555
貸倒引当金	△58,885	(純資産の部)	
		資本金	26,000
		資本剰余金	24,000
		利益剰余金	43,228
		株主資本合計	93,228
		その他有価証券評価差額金	941
		繰延ヘッジ損益	3,132
		評価・換算差額等合計	4,073
		少数株主持分	150
		純資産の部合計	97,452
資産の部合計	2,111,007	負債及び純資産の部合計	2,111,007

中間連結損益計算書

(平成22年4月1日から平成22年9月30まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	39,299
資金運用収益	24,212
(うち貸出金利息)	(20,299)
(うち有価証券利息配当金)	(2,732)
役務取引等収益	6,970
その他業務収益	5,983
その他経常収益	2,132
経 常 費 用	42,799
資金調達費用	6,769
(うち預金利息)	(6,157)
役務取引等費用	2,689
その他業務費用	347
営業経費	14,694
その他経常費用	18,297
経 常 損 失	3,500
特 別 利 益	88
特 別 損 失	206
税金等調整前中間純損失	3,618
法人税、住民税及び事業税	1,307
法人税等調整額	△1,819
法人税等合計	△512
少数株主損益調整前中間純損失	3,105
中 間 純 損 失	3,105

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社TSBキャピタル

TSB債権管理回収株式会社

株式会社TSBストラテジックパートナーズ

株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス

なお、株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンスは、新たに設立したことにより当中間連結会計期間から連結しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

2. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物： 8年～50年

その他：2年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、平成18年連結会計年度まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、

債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、平成19年連結会計年度より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで、直接減額を行わない方法に変更しております。平成18年連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当中間連結会計期間末において債権額から直接減額した金額は1,305百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末における要支給見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(11) 事業再構築引当金の計上基準

事業再構築引当金は、店舗統廃合及び組織再編等の事業の再構築に関連して将来発生が見込まれる損失に備えるため、その合理的な見積り額に基づき計上しております。

(12) 外貨建資産及び負債の換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（「業種別監査委員会報告第24号」）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の貸出金及び有価証券について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。

(15) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(16) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理

証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施していません。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ経常損失は8百万円増加し、税金等調整前中間純損失は94百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は241百万円であります。

(企業結合に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「企業会計に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第23号平成22年12月26日)「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令を改正する内閣府令(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純損失」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)(及び消費寄託契約)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に20,183百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,508百万円、延滞債権額は74,611百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,513百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,357百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は99,990百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、135百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、20百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、510百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 23,669百万円

担保資産に対応する債務

預金 511百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等49,502百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は2,981百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、63,593百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が32,556百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,313百万円
11. 社債には、劣後特約付社債 31,200百万円が含まれております。
12. 1株当たりの純資産額 124,717円35銭
13. 連結自己資本比率（国内基準） 8.90%

（中間連結損益計算書関係）

1. その他業務収益には、貸出債権売却益1,650百万円、国債等債券売却益1,539百万円、金融派生商品収益916百万円及び融資業務関連収益682百万円を含んでおります。
2. その他経常収益には、買取債権回収益941百万円及び買入金銭債権売却益813百万円を含んでおります。
3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額17,156百万円を含んでおります。
4. 特別利益は、償却債権取立益であります。
5. 特別損失には、減損損失87百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額87百万円を含んでおります。
6. 1株当たり中間純損失金額 4,436円94銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額につきましては、潜在株式がないの記載していません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(注2) 参照

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	75,843	75,843	—
(2) コールローン	71,898	71,898	—
(3) 有価証券 その他有価証券	413,809	413,809	—
(4) 貸出金 貸倒引当金 (※1)	1,504,925 △53,335		
	1,451,590	1,476,378	24,788
資産計	2,013,141	2,037,930	24,788
(1) 預金	1,873,065	1,894,028	20,962
(2) 社債	68,500	68,183	△316
負債計	1,941,565	1,962,211	20,645
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	583	583	—
ヘッジ会計が適用されているもの	5,765	5,765	—
デリバティブ取引計	6,348	6,348	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引の正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

現金については、帳簿価額を時価としております。

預け金については、満期がないか、あるいは約定期間が短期間（概ね3ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

コールローンについては約定期間が短期間（概ね3ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

有価証券のうち株式については取引所の価格、債券については取引所の価格または日本証券業協会や情報ベンダー等が一般に公表している価格あるいは取引金融機関等から提示された価格等をそれぞれ時価としております。

なお、債券のうち私募債については、原則として見積将来キャッシュ・フローに信用コスト等を考慮した金額をリスクフリー金利で割り引いて時価を算定しております。

また、一部の資産担保証券等については、独立した第三者より入手した理論価格等を使用し合理的に時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金については、商品別及び信用格付け別に区分して、原則として見積将来キャッシュ・フローに信用コスト等を考慮した金額をリスクフリー金利で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、返済期限の定めのない貸出金等については、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

定期性預金については、商品別に区分して、原則として見積将来キャッシュ・フローを新規に同一または類似の預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、預入期間や残存期間が短期間（概ね3ヵ月以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 社債

当行の発行する社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利オプション、金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション）、商品関連取引（商品オプション）、クレジットデリバティブ取引等であり、当該取引の時価は、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)	819
②組合出資金(※2)	19
合計	839

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

該当ありません

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	180,436	177,728	2,708
	国債	108,574	107,812	762
	地方債	606	602	3
	短期社債	4,997	4,996	0
	社債	66,258	64,316	1,941
	その他	121,869	119,939	1,930
	小計	302,306	297,668	4,638
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	18	23	△4
	債券	100,119	102,361	△2,242
	国債	65,587	65,771	△184
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	34,531	36,589	△2,058
	その他	22,079	22,883	△804
	小計	122,217	125,268	△3,051
合計		424,523	422,936	1,586

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、223百万円（うち、社債199百万円、その他23百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

(賃貸等不動産関係)

中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

記載すべき事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当行のコーポレートファイナンスビジネス不動産ファイナンスグループ戦略支援チームが所管する取引先の債権管理・再生支援・回収業務その他の関連業務に関する事業
事業の内容：融資業務

(2) 企業結合日

平成22年6月24日

(3) 企業結合の法的方式

当行を分割会社、株式会社TSBストラテジックパートナーズ（当行の連結子会社）を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社TSBストラテジックパートナーズ（当行の連結子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

上記(1)の事業を、事業再生支援を目的とした承継会社に分割することにより、取引先の事業の再生支援を集中的に行います。また、当行と資本・業務提携しているオリックス株式会社が、承継会社に対し、人材の派遣および事業再生支援、債権の管理・回収、保有不動産の価値向上ノウハウなどを提供することで、債権の価値を最大化いたします。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。